

「女性と年金」をめぐる議論は第三号被保険者問題から入る例が圧倒的に多い。専業主婦も直接、年金保険料を納めるべきだという主張の是非を問う議論である。

ただし、この問題は、いわゆる税方式への切りかえや医療保険適用の完全個人単位化とも関連しており、合意形成にはいくつかの障害がある。短期間の合意形成は容易でないだろう。

むしろ一身専属規定の見直しや遺族年金をめぐる懸案事項の処理を急ぐ必要があるのではないか。

離婚時の年金分割（報酬比例部分）あるいは遺族年金の分割（正妻と内縁の妻の間）は、その必要性が叫ばれながら、年金法に一身専属規定があるために、思うにまかせなかった。しかし年金分割を認めることは、今や主要国ではほぼあたりまえのことになっている。日本だけ一身専属規定にこだわりつづけてよいのだろうか。

老齢年金受給後に結婚・再婚した人の配偶者は保険料拠出時における貢献がない。しかるに現行の遺族年金はこのような配偶者にも一律に支給される。欧米では、このような配偶者には遺族年金の受給期間を制限する例が増えてきた。日本でも受給期間を限定することを検討しなくてよいのだろうか。

遺族年金受給者が再婚すると、遺族年金は

受給できなくなる。欧米では遺族年金受給者が再婚しても遺族年金の支給をストップしないケースが一般的である。日本の規定は厳しすぎるのではないか。

遺族年金の受給資格の有無は遺族年金の新規裁定時点における遺族（配偶者）の所得状況に基づいて判定されている。しかし配偶者の所得状況はその後に変わることもある。その変化を無視したままでよいのだろうか。

遺族年金は母子世帯には支給されるものの、父子世帯には支給されない。この取り扱いには男女平等の原則に反しており、妥当だとは思えない。

このように遺族年金がらみの懸案は多い。ただし、懸案処理に多くの時間は要しないだろう。したがって、これらの問題の処理をまず優先したらいかがだろうか。

パート労働者など非正規労働者の問題も難問である。西欧諸国もこの問題で頭を痛めている。解決方法は理念的に考えるかぎり米国方式（一ドルでも賃金を受給すれば公的年金を適用する）しかないだろう。

子育て支援との関連で「女性と年金」の問題を議論する必要性も大きい。「女性と年金」をめぐる論点は、第三号被保険者の取り扱いだけではないのである。